

改正案	現行
<p>(発行)</p> <p>第三条 公報の発行は、公報に登載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと）をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。</p> <p>2 事故その他特別の事情により前項の措置をとることができないときは、同項の規定にかかわらず、公報に登載すべき事項を記載した書面を一般の閲覧に供することにより公報の発行を行うことができる。</p> <p>3 公報は、毎週火曜日及び金曜日（以下「定期発行日」という。）に発行する。ただし、次の各号に掲げる日には、発行しない。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる休日を除く。）</p> <p>4 公報は、次の各号の一に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、号外として、定期発行日以外の日に発行する。</p> <p>一 公布、告示その他の公表の日が特に指定されその日が定期発行日でないとき。</p> <p>二 緊急やむを得ないもので、定期発行日を待ついとまがないとき。</p> <p>三 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により定期発行日に発行できないとき。</p> <p>(原稿の提出期限)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の期間計算には、次の各号に掲げる日は、算入しない。</p> <p>一 第三条第三項各号に掲げる日</p> <p>二 (略)</p>	<p>(発行)</p> <p>第三条 (新設)</p> <p>公報は、毎週火曜日及び金曜日（以下「定期発行日」という。）に発行する。ただし、次の各号に掲げる日には、発行しない。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる休日を除く。）</p> <p>2 公報は、次の各号の一に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、号外として、定期発行日以外の日に発行する。</p> <p>一 公布、告示その他の公表の日が特に指定されその日が定期発行日でないとき。</p> <p>二 緊急やむを得ないもので、定期発行日を待ついとまがないとき。</p> <p>三 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により定期発行日に発行できないとき。</p> <p>(原稿の提出期限)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の期間計算には、次の各号に掲げる日は、算入しない。</p> <p>一 第三条第一項各号に掲げる日</p> <p>二 (略)</p>